

(設置)

第 1 条 名寄市の総合計画（以下「総合計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び進行管理等を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 総合計画及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合計画及び総合戦略の推進及び検証に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、市長の諮問に応じて、前項第 1 号に掲げる事項について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体の代表者
- (3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認める場合には、委員ではない者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 審議会は、各分野の政策及び事業についての調査審議を付託するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(名寄市総合計画策定審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 名寄市総合計画策定審議会条例(平成 18 年名寄市条例第 225 号)
 - (2) 名寄市総合計画推進市民委員会条例(平成 19 年名寄市条例第 28 号)